

## 新座市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新座市国民健康保険規則（昭和61年新座市規則第12号。以下「規則」という。）その他法令に定めるもののほか、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項に規定する一部負担金の減額及び支払の免除（以下「減免」という。）並びに徴収の猶予（以下「徴収猶予」という。）に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 収入月額 世帯主及びその世帯員（以下「世帯主等」という。）の各月の初日から末日までの収入及びその見込額で、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年発社第123号厚生事務次官通知）の規定により認定した収入の月額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準生活費をいう。

(対象者)

第3条 入院療養に係る一部負担金（以下「一部負担金」という。）の支払義務を生じた世帯主等が次の各号のいずれかに該当し、資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活が一時的に困難となった場合において、必要であると認めるときは、一部負担金の減免又は徴収猶予をすることができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、身体に著しい障がいを受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、一部負担金の減免又は徴収猶予を受けることを相当と認める事由があったとき。

2 前項第3号の失業は、定年退職、自己の都合による退職その他のあらかじめ予測できた事由によるものは除くものとする。

(減免)

第4条 前条第1項の規定により減免することができる世帯主等であって、その世帯の収入月額が基準生活費に855分の1080を乗じて得た額以下であり、かつ預貯金の合計額が基準生活費に1000分の1155を乗じて得た額の3

か月分に相当する額以下である世帯に属する世帯主等の一部負担金について、減免を必要と認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる減免をすることができる。

- (1) 収入月額が基準生活費に1000分の1155を乗じて得た額を超え、855分の1080を乗じて得た額以下の世帯 一部負担金の半額の減額
- (2) 収入月額が基準生活費に1000分の1155を乗じて得た額以下の世帯 免除  
(徴収猶予)

第5条 前条に定めるもののほか、規則第15条第1項各号のいずれかに該当する国民健康保険の被保険者が生活困難となったときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主の申請により、当該被保険者に対し一部負担金の徴収を猶予することができる。

(減免及び徴収猶予の期間)

第6条 減免は、原則として第10条の規定による決定の日から3か月以内の期間とする。

2 前項の規定により、前項に規定する期間を経過してもなお減免を必要と認めるときは、減免期間の最終月内に再度申請することにより、病状及び家庭の状況を勘案の上、その期間を延長することができる。この場合において、その期間は、既にその者につき前項の規定により減免をした期間と合わせて6か月を超えることができない。

3 徴収猶予は、原則として次条の規定による申請の日から3か月以内の一部負担金について、それぞれ6か月以内の期間を限って行うことができる。

(申請)

第7条 規則第16条第1項に規定する申請は、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書に次に掲げる書類を添付して、事前に行わなければならない。

- (1) 国民健康保険一部負担金減免申請に係る申出書
- (2) 世帯に属する国民健康保険被保険者名義及び世帯主名義の全ての預貯金通帳の写し
- (3) 災害証明書、診断書、退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証等申請理由を証明するもの
- (4) 医療費請求書、診断書その他の医療費の状況や病状の分かる書類（申請を行う以前に医療機関を受診したものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申請理由を証明する書類

(調査)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が真実と相違ないかどうかを調査するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、国民健康保険法第113条の規定により、世帯主等に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該世帯員の資産若しくは経済の状況等について当該職員に質問させることができる。

(審査)

第9条 第7条に規定する国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書及びその添付書類の提出があったときは、その内容を審査の上、一部負担金の減免又は徴収猶予の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する審査において、次の各号のいずれかに該当するときは、申請却下の決定をするものとする。

(1) 世帯主等に対する文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は質問に対する世帯主等の協力が得られず、十分な審査ができないとき。

(2) 一部負担金の支払を既に済ませたとき。

(決定等)

第10条 前条第1項の規定により一部負担金の減免又は徴収猶予の決定をしたときは、規則第16条第2項の国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予決定通知書又は国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請却下通知書を世帯主に交付するものとする。

2 前項の場合において、一部負担金の減免又は徴収猶予を決定したときは、規則第16条第3項の国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書を世帯主に交付するものとする。

3 前項に規定する証明書は、受診する医療機関ごとに毎月1回交付するものとする。

(取消し)

第11条 一部負担金の減免又は徴収猶予の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該決定を取り消すものとする。この場合において、決定を取り消す旨を世帯主に通知するとともに、減免又は徴収猶予をした一部負担金を当該世帯主に返還させるものとする。

(1) 申請後、資力の回復その他の事情の変化により、減免又は徴収猶予の決定をすることが不適當であると認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為により一部負担金の減免又は徴収猶予の決定を受けたと認められるとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、様式の作成に関し必要な事項は、いきいき健康部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月24日から実施する。

2 平成30年10月1日から平成31年9月30日においては、第4条の規定にかかわらず、第3条第1項の規定により減免することができる世帯主等であって、その世帯の収入月額が基準生活費に885分の1080を乗じて得た額以下であり、かつ預貯金の合計額が基準生活費に885分の990を乗じて得た額の3か月分に相当する額以下である世帯に属する世帯主等の一部負担金について、減免を必要と認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる減免をすることができる。

(1) 収入月額が基準生活費に885分の990を乗じて得た額を超え、885分の1080を乗じて得た額以下の世帯 一部負担金の半額の減額

(2) 収入月額が基準生活費に885分の990を乗じて得た額以下の世帯 免除

3 平成31年10月1日から平成32年9月30日においては、第4条の規定にかかわらず、第3条第1項の規定により減免することができる世帯主等であって、その世帯の収入月額が基準生活費に870分の1080を乗じて得た額以下であり、かつ預貯金の合計額が基準生活費に870分の990を乗じて得た額の3か月分に相当する額以下である世帯に属する世帯主等の一部負担金について、減免を必要と認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる減免をすることができる。

(1) 収入月額が基準生活費に870分の990を乗じて得た額を超え、870分の1080を乗じて得た額以下の世帯 一部負担金の半額の減額

(2) 収入月額が基準生活費に870分の990を乗じて得た額以下の世帯 免除

附 則 (平成31年2月26日部長決裁)

この要綱は、決裁のあった日から実施する。